

令和 3年第 180 号議案

名古屋市保護施設条例の一部改正について

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年11月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表中

「

医療保護施設 救護施設	名古屋市厚生院	名東区勢子坊二丁目1501番地	を
----------------	---------	-----------------	---

」

「

救護施設	名古屋市厚生院	名東区勢子坊二丁目1501番地	に
------	---------	-----------------	---

」

改める。

第 2条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1項中「（医療保護施設を除く。）」を削り、同条第 2項から第 4項までを削る。

第 3 条（見出しを含む。）中「使用料等」を「使用料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の診療、短期入所療養介護又は介護療養施設サービスに係るこの条例による改正前の名古屋市保護施設条例の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市厚生院（医療保護施設）を廃止する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改 正 案)
(現 行)

名古屋市保護施設条例 (抜すい)

(使用料等)

第 2 条 市長は、法第30条第 1項ただし書又は第33条第 2項の規定による措置に基づかずに保護施設 (医療保護施設を除く。) を利用する者から、法による保護費と保護施設事務費との合計額の範囲内において、使用料を徴収することができる。

2 医療保護施設を利用する者は、次に掲げる額の使用料及び手数料 (以下「使用料等」という。) を納めなければならない。

(1) 診療を受ける者 (法第34条第 2項の規定による措置に基づく診療を受ける者を除く。)

ア 使用料

(ア) 診療料 診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号) 及

び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活

療養の費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第99号)

により算定した額の合算額

(イ) 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医

薬品等 (平成18年厚生労働省告示第 498号) 第10号に規定する点数に

100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

イ 手数料

文書料 1通につき 3,500円以下で市長の定める額

(2) 短期入所療養介護を受ける者（法第34条の2第2項の規定による措置に基づき短期入所療養介護を受ける者を除く。）

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）により算定した額

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第2項又は第61条の3第2項に規定する食費の基準費用額又は居住費の基準費用額若しくは滞在費の基準費用額として、それぞれ厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で規則で定める額

(3) 介護療養施設サービスを受ける者（法第34条の2第2項の規定による措置に基づき介護療養施設サービスを受ける者を除く。）

ア 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）及び厚生労働大臣が定める1単位の単価により算定した額

イ 介護保険法第51条の3第2項に規定する食費の基準費用額及び居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で規則で定

める額

3 前項の規定にかかわらず、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法その他の法令等により診療、短期入所療養介護及び介護療養施設サービスを受ける者は、次の各号に掲げる額の使用料等を納めなければならない。ただし、介護保険法第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者は、第2号イに掲げる額の使用料等を納めることを要しない。

(1) 診療を受ける者 健康保険法、国民健康保険法その他の法令等の定める

ところにより算定した額

(2) 短期入所療養介護及び介護療養施設サービスを受ける者

ア 介護保険法の定めるところにより算定した額

イ 前項第2号イ及び同項3号イに規定する規則で定める額

4 第2項の使用料等に関して同項の規定によりその額を定めることができないときは、市長の定める額の使用料等を徴収する。

(使用料等の減免)

第3条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

